

(五) 會社に都合し、臨時休業を命じられたる日給半額を支給す

(六) 左の理由より臨時休業日に出勤せざる者、左に掲げたる支給額を以て一日の給金とする

(七) 右に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二倍とする

(八) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の三倍とする

(九) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の四倍とする

(十) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の五倍とする

(十一) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の六倍とする

(十二) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の七倍とする

(十三) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の八倍とする

(十四) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の九倍とする

(十五) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十倍とする

(十六) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十一倍とする

(十七) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十二倍とする

(十八) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十三倍とする

(十九) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十四倍とする

(二十) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十五倍とする

(二十一) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十六倍とする

(二十二) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十七倍とする

(二十三) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十八倍とする

(二十四) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の十九倍とする

(二十五) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(二十六) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(二十七) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(二十八) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(二十九) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(三十) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(三十一) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(三十二) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(三十三) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(三十四) 左に掲げたる理由より一日の給金を加給するに付、その加給額は、その日給金の二十倍とする

(大石堂文具店製)

退職手当規定

九、労働者年功減價の勤続年数は、退職時、死亡時、及び死亡の別、

退職金に對し、左ノ手當ヲ支給ス

勤続年数 退職手當

三年以上五年未満 滿三年ニ對シ退職當時ノ日給二千百分倍ノ手當ヲ給ス

五年以上十年未満 滿五年ニ對シ退職當時ノ日給四千百分倍ノ手當ヲ給ス

十年以上二十年未満 滿十年ニ對シ退職當時ノ日給八千百分倍ノ手當ヲ給ス

二十年以上三十年未満 滿二十年ニ對シ退職當時ノ日給一萬二千百分倍ノ手當ヲ給ス

三十年以上五十年未満 滿三十年ニ對シ退職當時ノ日給一萬六千百分倍ノ手當ヲ給ス

五十年以上六十年未満 滿五十年ニ對シ退職當時ノ日給二萬百分倍ノ手當ヲ給ス

六十年以上七十年未満 滿六十年ニ對シ退職當時ノ日給二萬四千百分倍ノ手當ヲ給ス

七十年以上八十年未満 滿七十年ニ對シ退職當時ノ日給二萬八千百分倍ノ手當ヲ給ス

八十年以上九十年未満 滿八十年ニ對シ退職當時ノ日給三萬二千百分倍ノ手當ヲ給ス

九十年以上 滿九十年ニ對シ退職當時ノ日給三萬六千百分倍ノ手當ヲ給ス

二、勤務時間 財團協同會大綱草案